

○地方独立行政法人法に基づく前橋工科大学に係る各種手続

前橋市公立大学法人評価委員会が行う事務(平成30年度)

- ①設立団体の長が定める中期目標の策定への意見(第25条)
- ②法人が定める中期計画の認可への意見(第78条)
- ③各事業年度に係る業務の実績の評価(第78条の2)
- ④中期目標の期間の終了時の検討に当たっての意見(第79条の2)

評価委員会に関わる主な地独法改正点

【新設】

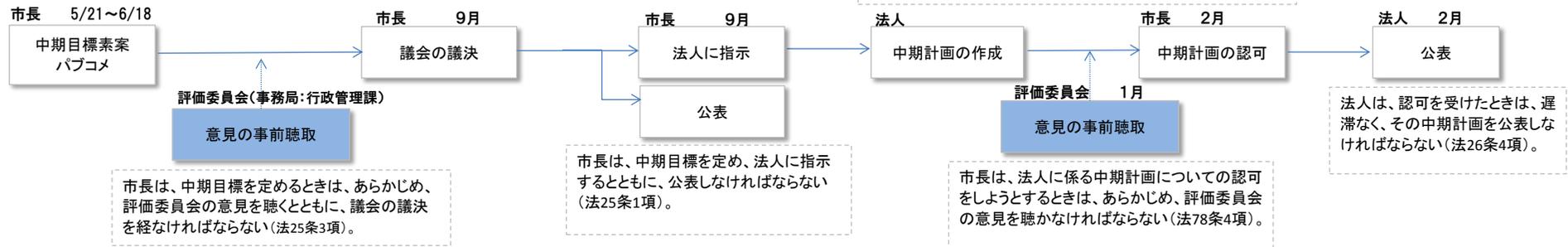
評価委員会は、意見を述べたときはその内容を公表しなければならない(法11条3項)。

【削除】

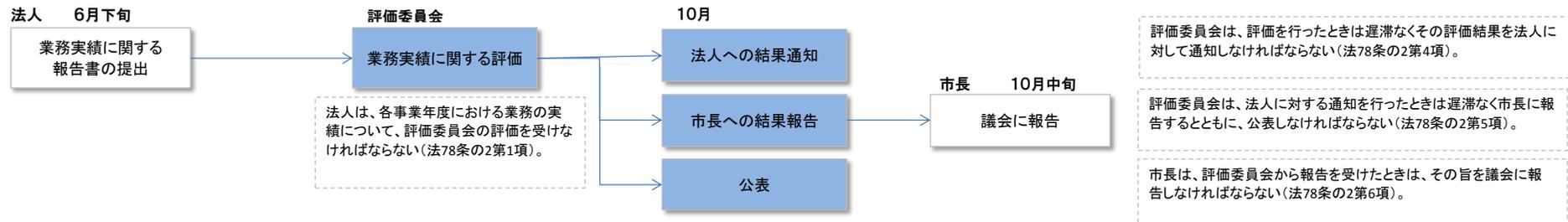
市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない(旧法34条3項)。

市長は、利益処分を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない(旧法40条5項)。

①設立団体が定める中期目標の策定への意見について
②法人が定める中期計画の認可への意見について



③各事業年度に係る業務の実績に関する評価について



④中期目標期間の終了時の検討に当たっての意見について

